令和5年11月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

- 1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 9時00分開会
- 2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
- 3. 出席委員 12名

職名	議席 番号	氏 名	職	名	議席 番号	氏 名
会 長	4番	脇田 峰生	委	員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委	員	8番	窪田 良二
委 員	1番	河本 アツミ	委	員	9番	鮫島 貞人
委 員	2番	鮫島 繁樹	委	員	10番	深田 広文
委 員	3番	欠席	委	員	12番	日笠山 昭代
委 員	5番	中村 逸夫	委	員	13番	古田新一
委 員	6番	山下 正				

- 4. 欠席委員 1名 3番 日髙 仙三
- 5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告第11号 合意解約等について
 - 第 3 議案第51号 農地法第3条の規定による許可について
 - 第 4 議案第52号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第 5 議案第53号 非農地証明について
 - 第 6 議案第54号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

〇事務局

皆さんおはようございます。

本日は3番委員とO推進委員から欠席の連絡が届いています。

それでは、定足数に達していますので、これから令和5年11月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は携帯電話電源を切りになるか、マナーモードに設定をお願いしま す。また退席するときは、議長の許可をもらってから、退席してくださいますよう お願いします。

それでは開会に当たり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

〇会長

改めまして皆さんおはようございます。

令和5年11月西之表市農業委員会定例総会の御案内をしましたところ、委員、 推進委員の皆様、出席をいただきましてありがとうございます。

また、16日には地区別農地利用推進会議、続いて17日、2日連続ということで、農業者年金研修会に多数の方が出席していただきまして、ありがとうございました。

さて、11月も後半となりまして、今年もあと1か月と少々ということになりま した。

また、サトウキビですが、今年は少し早く29日から来年の4月1日まで操業ということになっているようです。5、6年産のサトウキビの反収見込みですけれども、11月1日時点で、4年度実績の6トン638キロよりも165キロ減で、6トン473キロとのことです。反収は減っていますけれども、作付面積が18町歩増えたということで、4年が44,551トン、今年が44,581トンで、少しではありますけれども、増える見込みです。また、「はるのおおぎ」が全体の42%で、やや半分を占めているということです。葉っぱが多い品種ということで、さび病の影響による糖度への影響が心配されるところです。

また、報道はされていませんけれども、新型コロナがちらほらと、現在もあるようです。これからますます寒くなっていきます。新型コロナまたインフルエンザについても、皆さん、体調管理をしっかりしていただきたいと思います。

簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。議事運営がスムーズにいきますように、皆様の協力よろしくお願いします。

〇議長

それでは、ただいまより、開会をします。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員 の指名を行います。

1番委員 河本委員、2番委員 鮫島繁樹委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第11号「合意解約等について」事務局の説明をお願いします。

〇事務局

日程第2、報告第11号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページ

から2ページです。

今月の合意解約は、1番から6番の6件で、現況地目畑11筆の24,952平 米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第51号「農地法第3条の規定による許可について」 を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

〇事務局

日程第3、議案第51号「農地法第3条の規定による許可について」を説明しま す。資料は3ページです。

今月は、所有権移転2件の申請がありました。

1番です。安納校区下郷地区です。現況地目、田の1筆で面積3,848平米 を、贈与により所有権移転するものです。

2番です。現和校区上之町地区です。現況地目、畑の3筆で面積3,887平米 を、売買により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。続いて、担当委員から報告をお願いします。まず、番号1について、3番委員、お願いします。

〇事務局

番号1については、3番委員が欠席であるため、事務局で報告します。

令和5年11月24日、譲受人及び担当推進員立会いのもと、現地調査を行いました。

譲渡人、譲受人の親同士が過去に売買をしており、名義が変わっておらず、今回 の申請となったようです。

譲受人は、市内在住の水稲キビ農家です。譲渡人は、不在地主です。

譲受人は、農業機械等もそろっていて、労働力、技術についても、何ら問題なく、双方確認の結果、許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

続いて番号2を9番委員お願いします。

〇9番委員

この件につきましては、担当推進委員と一緒に行きました。

譲受人と会って、現地確認をしました。この畑につきましては、30年以上耕作をしているということでした。

土地名義人は既に亡くなっていて、その息子さんも既に亡くなっているということです。譲渡人は、名義人の娘さんで、弁護士をたてて進めているという状況で

す。

譲受人につきましては、農業経営を30年以上やっていまして、機械等、労力的にも技術的にも、何ら問題ないということで、担当推進委員と話をして、許可相当と考えます。以上です。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員のほうから報告説明がありました。

この件につきまして皆さんから、御異議質問等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

〇議長

無いようですので、これから、議案第51号「農地法第3条の規定による許可について」の採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第52号「農地法第5条の規定による許可について」 を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

〇事務局

日程第4、議案第52号「農地法第5条の規定に係る許可について」を説明しま す。資料は4ページです。

1番です。榕城校区、上之原町地区です。

台帳、現況地目畑の1筆で、面積600平米を宅地に転用するものです。

申請理由としましては、譲受人が事業事務所を賃借していて、またその借りているところに駐車場もないことから、申請地に事務所兼アパートを建築し、駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、道路、宅地、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も 提出され、雨水等の排水は、県道側溝に放流することから、転用による周囲への被 害はないと思われます。

資金調達については、残高証明書及び融資証明書によって確認がとれていて、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われます。

2番です。榕城校区、中西地区です。

台帳現況地目、畑の3筆、面積278平米を宅地に転用するものです。

申請理由としましては、譲受人は現在借家住まいで手狭なことから、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は、道路、宅地、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出され、雨水等は、市道の側溝に放流することから、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達につきましては、融資証明書によって確認がとれていて、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われます。

3番です。住吉校区、下能野地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、面積466 平米を宅地に転用するものです。

申請理由としましては、譲受人は、借家住まいであることから、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。

周辺は、宅地、山林がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等の排水につきましては、譲渡人所有の山林に放流することから、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達につきましては、残高証明書及び融資証明書により確認がとれていて、 転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま す。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

続きまして、10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告 をお願いします。

〇10番委員

10番です。

整理番号1番について説明をいたします。

11月10日、8番委員、地区担当推進委員、事務局2名、申請案内人立会いのもとで現地調査を実施しました。

現地は、航空写真のとおり、県道と市道に挟まれた飛び地的な場所にある農地であり、周辺への影響等はないと判断いたしました。許可相当と意見の一致を見たところです。以上報告します。

次に、2の1と2の2は、譲受人が同一ですので、まとめて報告します。

同じく、11月10日に8番委員、地区担当委員、推進委員、事務局2名、申請 案内人立会いのもとで現地調査を実施しました。

航空写真のとおり現地は松畠集落の中、住宅団地的なところにある農地です。

周辺には住宅が立ち並んでいまして、影響はないということで判断をしました。 許可相当と意見の一致を見たところです。

次に、整理番号3番について、同じく、11月10日、8番委員、地区担当推進 委員、事務局2名、申請案内人立会いのもとで、現地調査を実施しました。

現地は住吉校区下能野集落にある農地です。隣接地に親の住宅があります。親の

住宅の右側に農地がありますけど、そこは親の菜園畑みたいになっているところです。周辺には、ほかに農地等もありませんので、影響はないということで判断しました。許可相当と意見の一致を見たところです。

以上報告を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補 足説明がありましたらお願いします。

まず、番号1、2-1、2-2について11番委員お願いします。

〇11番委員

11番です。調査委員長の報告どおり、許可相当と考えます。以上です。

〇議長

ありがとうございました。

続いて、番号3を6番委員、お願いします。

〇6番委員

6番委員です。調査委員長の報告のとおり何の問題もなく、許可相当と思われま す。以上です。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員から報告、補足説明等ありました。皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

はい。

〇H推進委員

2番ですけれど、そこは松畠ですか?中西ではないですか?

〇10番委員

この辺りは分かりにくいですよね。

〇事務局

周りの家は、中西です。

〇議長

中西は、松畠に家は建てているのですが、そのまま中西に残ったりする人が何人 かいるみたいです。

よろしいでしょうか?

ほかに何かありますか?

(挙手無し)

無いようですので、これから議案第52号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、日程第5、議案第53号「非農地証明について」を議題といたします。

今回は1番、2番と3番で採決を分けて行いたいと思います。

まず、番号1番、2番の議案説明をお願いいたします。

〇事務局

日程第5、議案第53号「非農地証明について」を説明します。資料は5ページになります。

1番です。下西校区、池野地区です。台帳地目は畑ですが、平成20年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

続きまして2番です。現和校区、下之町地区です。台帳地目は畑ですが、昭和4 8年頃から耕作せず、現在、原野となっています。交付基準1の(エ)に基づく申 請です。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から番号1番2番について説明がありました。この件につきましても、10日に合同の現地調査が行われています。調査委員長報告をお願いします。

〇10番委員

10番です。

整理番号1番について、8番委員、地区担当委員、推進委員、事務局2名、申請 案内人立会いのもとで、現地調査を実施しました。

現地は、池野の集落から鞍勇集落に通じる農道を100メーターほど東側に入ったところにありました。

周辺は、山林、原野に囲まれていて、申請地は長年手入れがされておらず、立ち木等が生い茂り、農地への復旧は無理ということで判断をし、許可相当と意見の一致を見たところです。以上報告をします。

次に、整理番号2番について、同じく8番委員、地区担当委員、推進委員、事務局2名、申請案内人立会いのもとで、現地調査を実施しました。

現地は、事務局の説明にあったように現和校区下之町集落内に位置するところにあり、狭くて、小さく住宅に囲まれた農地であり、周辺への影響はないということで判断をしたところです。許可相当と意見の一致を見ました。

以上、報告を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま、調査委員長から報告説明がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明がありましたらお願いします。

まず番号1について、11番委員お願いします。

〇11番委員

11番です。調査委員長の報告どおりです。以上です。

〇議長

ありがとうございました。

次に番号2の報告を9番委員お願いします。

〇9番委員

9番です。この件につきましても、調査委員長が説明したとおりで、何ら問題ありません。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員から補足の説明がありました。

この件につきまして、皆さんから、何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

無いようですので、これから議案第53号「非農地証明について」の1番、2番についての採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、1番2番については、許可することに決定しました。 続いて、番号3について、事務局、説明をお願いいたします。

〇事務局

「非農地証明について」の3番です。

馬毛島高坊地区です。台帳地目は畑ですが、昭和54年頃から耕作せず、現在、 原野となっています。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

経緯について説明させてもらいます。

島内に農地が登記上1筆残っており、所有者から非農地証明願が提出されたところです。それを受けまして、企画課馬毛島対策係に立入り調査ができるか、相談をしました。

また、鹿児島県農村振興課及び鹿児島県農業会議に、現地調査の必要性を相談したところ、基本、現地調査が必要という回答でありました。

後日、防衛省から立入り出来ない旨の報告を受けましたが、現在の写真を提供するので、それをもって、現地調査のかわりにならないかという相談を受けました。

再び鹿児島県農村振興課に相談すると、写真の内容にもよるが、最終的には、市の判断になるという回答を受けました。

また、鹿児島県地方法務局種子島出張所に、地目変更の登記について、法務局は現地調査を行うのか質問をしたところ、立入りが無理な場合は、写真等で判断するとのことでした。

このような経緯から、今回の定例総会に上程したものです。写真等を確認いただき、御審議、採決をお願いします。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

この件につきましては、今、事務局から説明があったように、現地調査が出来な

い、立ち入ることが出来ないということで、現地の写真を判断材料として提示されたところです。

この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

〇H推進委員

自分が委員になる前までは馬毛島担当はあって現地調査はあったようですが、今は担当者がいませんがどうなっているのですか?

〇事務局

農家台帳の上では、農地がないということになっていますので、担当を無くしているところです。登記簿上、畑が1筆残っていたということでその処理をしたいということです。

平成8年、今から27年前の話ですが、そのときに非農地証明の申請が70名の 方から提出され、そのときに許可しました。その後、1名だけ申請をしていなく て、今までそのままの状態だったということです。

ただ、非農地証明につきましては、名義人本人が申請しないと、こちらも動けないという形だったので、今までこのまま残っていたということです。

今回の経緯をお話ししますと10月24日に、所有者の方が農地を売りたいということで窓口に相談に来られました。

農業委員会としては馬毛島には農地はもうないという判断をしていましたので、 地目を農地以外に変えるために非農地申請をしていただきました。県と農業会議に 確認して、非農地証明で進めていったところです。

基本的には現地調査が必要ということなのですが、防衛省に問合せをしました ら、そこに行くまでの海岸沿いの道がもう通れない。また、工事現場の中を行かな いと無理で、その場合は工事を止めないといけないなど、様々な事情で、現地調査 は遠慮してもらえないかということでした。代りに自分たちが現地の写真を提供す るのでそれでどうにかならないかという相談がありました。

こちらとしても「写真の内容によります」ということで回答しまして、その後、 現地の写真が、提出されました。わざわざ撮ってもらった写真なのですが、はっき り言いますと場所がどこか分かりません。

令和2年に税務課が評価をするということで、土地鑑定士と一緒に、現地調査を した時に、どこの位置から撮ったかという資料がありました。それを、参考に出し ています。ほぼほぼ状況変わっていないというところです。左の大きい写真のほう は、11月1日に撮ったということでございました。左の写真は現在の写真という ことで、右側の写真はちょっと、3年ぐらい前の写真ということであります。

真ん中辺りが窪んでいるように見えますが、そこが水たまりになっているようです。当時調査に行った税務課職員の話によると、水がたまっていて、鹿の糞で、臭いもすごかったという話でした。ですので、今回、非農地の交付基準1の(エ)の農地に戻しても利用価値、利用することが出来ないということで判断したところです。

以上です。

〇議長

実際にこれはですね現地確認をする予定で、会長と代理と事務局で行くことで調

査日まで決めていました。今、事務局から説明があったように、行くつもりにしていました。防衛省が許可をする、しないの前に、「現地まで歩きだよ」という話もありましたけれども、歩いて3、40分ぐらいかかるみたいですけれども、別に歩きでも構わないと、農業委員だから行こうという話をしていました。

調査をするなら工事をストップしなければ危険で、ストップした時の補償を言われそうな感じがあり、今、経緯を話したように、進めたところです。

〇事務局

ここで、もし許可がされた場合の後の流れとしましては、非農地証明を交付して、そのあと地目変更登記を、名義人が法務局にします。その後、地目が原野に変わった後に、売買契約になるだろうと思います。誰に売るのかダメもとで、本人さんに尋ねましたが、買い手と自分の間に仲介人がいて、その時点では誰に売るのかは聞いてないという話でした。

〇議長

今の経緯を踏まえて、意見がないようでしたら、採決をしたいと思いますけれど

OG推進委員

その場所をもう一回確認したいのですけれど、高坊って言われましたよね。 そしたらですね、そこに高坊という昔の漁港があって、その周囲に2町歩ぐらい。洲之崎地域の共有地があるのですが、今回の申請地が、どれぐらいその漁港から離れているのかなと思いまして聞いてみたところです。

〇議長

倍率が分かれば長さを計算できるのでは?

〇事務局

すみません、縮尺が入っていないので、今すぐ何キロとかっていうのは分からないです。位置的にいくと高坊港はこの部分になります。ここが港です。申請地が赤く囲んでいるところになります。

OG推進委員

港の周囲の山林が、洲之崎の共有地となっていると思います。

〇事務局

これが元の市道になっているはずなので、洲之崎の共有地はこれより海側になるはずです。だからそれより内側になっているので、その洲之崎の共有林とかには全然影響のないところになります。

国の計画では、そこの土地だけ四角にくり抜いています。だから、国もそこには さわらないように計画を立てています。

周りは滑走路と、駐機場と、燃料施設で、ちょうど申請地の部分だけくり抜いて、国は計画をしているというところです。

OG推進委員

さっきの図面で、あと3分割にしていた部分がありましたよね。 それで右側の写真は、計画案ということですよね。

〇事務局

これを大きくしたら、こういう感じで、国の考えです。これをアップにした写真がこれです。

〇議長

実際に防衛省から、提供された写真が本当にどこから撮っているかっていうのも 実際には分からないところです。ただ、何年か前に入ったときの状況から見ると大 体この辺かなっていうことらしいです。私なんかも全然馬毛島のこと分かりません けれども。

〇10番委員

国が直接すぐ買えば、非農地でパッと変えられるのだけど、所有者国には売りたくないという話で、第三者を通してならいいのかそこがちょっと分からない。

〇議長

その当時、国が買いにかかったときは、売らないっていうことだったみたいで、 ここが残っていたということになります。

〇12番委員

要は、この写真が、本当に現況と合っているのかということですよね。私たちが 見ないといけないのは現況じゃないですか。その判断が、この写真でできるのかど うかという所が問題ではないですか?

〇議長

この写真で当農業委員会が判断出来ないとなると、再度、もうちょっと分かりやすい写真を撮ってもらうか、ということもあるかと思いますけれども、これはいつまでというのはありますか?事務局どうですか。

〇事務局

定例総会にかけないといけないですので、今月はこの写真で一旦判断をして、まだ写真が欲しいということであれば、防衛省に要求して来月以降の総会にかけることになってくると思います。

〇議長

いずれにしても賛成か反対しかないわけです。

〇6番委員

昭和54年から耕作せず、今この状態あるので、水たまりで何も生えていない。 場所がどこなのかそれもわからない。

〇議長

この水たまりは、実際に上陸したときに写した写真です。さっき、水たまりがあったところです。令和2年に実際に上陸した時に写した写真がこれです。今回の提出された写真は、水たまりかどうかは難しい。だから、令和2年と今だからちょっと状況は違うかと思います。たまたま雨の多い時期に行って、写真を撮ったのかもしれない。ただ、鹿はダニを落とすために、水浴びをします。

〇事務局

すみません、小さいですけど、ここが石垣になっていて、これが令和2年の時の 写真で、今回撮ってもらった石垣がここになると思われます。

○議長

なるほど。現地とは一致はしているということですね。一応これを見ると。

○事務局

この石垣とこれがこの石垣に見える。

〇議長

ただ、その頃から当然耕作はしてないわけで、これを畑というのはもちろん不可能だと思います。畑にしても現地に行けないわけで、ヘリかなんかで飛んでいかないと耕作も出来ないと。

以上のことを踏まえて、もう要するに賛成ともう一つということになると思います。

例えば、このまま賛成をするか、材料が足りないからもう1回写真を防衛省に求めるか。この2つになるかと思います。

採決をしてよろしいでしょうか。

それでは、今までのことを踏まえまして、原案どおり賛成する委員の方は挙手を お願いします。

(8人挙手)

〇議長

はい、ありがとうございました。

もうちょっと様子を見ようという委員の方は挙手をお願いします。

(3人挙手)

〇議長

はい、ありがとうございました。

替成多数で整理番号3番については許可ということで決定しました。

続きまして日程第6、議案第54号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いします。

〇事務局

日程第6、議案第54号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明 いたします。

まず、所有権移転について説明いたします。6ページをお開きください。

1段目です。地目田、面積823平米、地目畑、面積7,795平米、地目、雑種地、面積429平米の合計面積9,044平米、所有権を移転する者3人、受ける者3人です。

内訳につきましては、7ページを、詳細につきましては、8ページから15ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から、鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。16ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間、地目畑、面積2,887平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間、地目畑、面積74,667平米、利用権の設定をする者22人、受ける者1人です。

内訳につきましては、17ページを、詳細につきましては、18ページから 41ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から、耕作者への利用権設定を説明いたします。 42ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間、地目畑、面積2,887平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間、地目畑、面積74,667平米、利用権の設定をする者1人、受ける者7人です。

内訳については、43ページを、詳細については、44ページから59ページを 御覧ください。

以上で説明を終わります。

〇議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。担当委員の報告をお願いいたします。所有権移転の 番号1並びに2ついては私の担当ですので、私が報告をいたします。

〇4番委員

番号1です。推進委員、譲渡人立会いのもと、11月23日、午前8時30分に 現地を確認しました。

畑は、親から子への贈与ということです。譲受人は、畜産農家で機械また技術力も揃っています。この畑には現在キビが栽培をされていました。

また番号2ですけれども、譲渡人、譲受人の父と推進委員立会いのもと23日8時50分に現地を確認しました。

この畑は譲受人の畑と道路の間にある面積もほんのちょっとしたところです。畑の買入れっていうことですけれども、買うことによって、道路と続くということで、道付きの畑になるということで、利便性もよくなるとのことです。

対価等、また申請どおり間違いありませんでした。後ほど審議方よろしくお願い します。

〇議長

続きまして整理番号3、4です。10番委員、お願いします。

〇10番委員

10番です。整理番号3番4番について、説明をします。

3番について、11月23日、6番委員並びに推進委員、譲受人の立会いのもと で、現地調査を実施しました。

現地は住吉中之町集落、旧JA住吉支所の裏の水田団地にある農地です。

譲渡人は、島外在住の土地持ち非農家で、今回、財産処分を行うということで、 譲渡することになったそうです。

譲受人は、サトウキビを作っている認定農家であり、農業機械等もそろい、経営 技術も申し分ないと思います。

また当申請地は、以前より遊休化していて、今回を機会に農地再生が行われることになります。

譲渡人の確認につきましては、管理代理人に電話で確認をとっています。

以上のことから許可相当と思われます。

続いて、整理番号4について、同じく11月23日、6番委員、推進委員、譲受 人立会いのもとで、現地調査を行いました。

現地は、住吉校区浜之町地域の土地改良事業の完了地域内にありまして、バレイショ、フリージアが作付けされていました。

譲渡人は、3番申請と同人で島外在住の土地持ち非農家で、今回、財産処分を行うに当たりまして、譲渡するということになったそうです。

譲受人は、園芸作をメインにやっていまして認定農家であり、農業機械等もそろい経営技術も申し分ないと思います。

譲渡人の確認につきましても、管理代理人に電話で確認をとっています。

以上のことから許可相当と思われます。

御審議方よろしくお願いをいたします。以上です。

〇議長

ありがとうございました。

ただ今担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑 等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

〇議長

無いようですので、議案第54号「農用地利用集積計画の策定に係る意見について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。 以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

なお、皆さん御存じかと思いますけれども、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」ということです。また「その職を退いた後も同様とする」となっていますので、これまで同様に、注意をしていただきまして、個人情報がありますので守っていただきたいと思います。

会			長	印
1	番	委	員	 印
				_
2	釆	丢	昌	ÉΠ